

十三 水質汚濁防止法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設に該当する施設（以下「有害物質使用特定施設」）を設置する鉱山等から地下に浸透する水又は廃水（これを処理したもの）を含むものは、同法第八条の環境省令で定める要件に該当していないこと。

十四 有害物質使用特定施設（当該有害物質使用特定施設に係る鉱山等から水質汚濁防止法第二条第八項に規定する特定地下浸透水を浸透させる場合を除く。）又は同法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）に該当する施設については、同法第十二条の四の環境省令で定める基準に適合すること。

十五 ダイオキシン類発生施設から大気中に排出される排出ガス又はダイオキシン類発生施設を設置する鉱山等から公共用水域に排出される排水は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）、第八条第一項又は第三項の排出基準に適合していること。

十六 前号のダイオキシン類の測定方法は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年總理府令第六十七号）第二条に規定する方法によること。

十七 騒音発生施設を設置する鉱山から発生する騒音は、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第四条第一項又は第二項の規制基準に適合していること。

十八 前号の騒音の測定方法は、騒音規制法第四条第一項の規定に基づき、環境大臣が定める規制基準に規定している方法によること。

十九 振動発生施設を設置する鉱山から発生する振動は、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第四条第一項又は第二項の規制基準に適合していること。

二十 前号の振動の測定方法は、振動規制法第四条第一項の規定に基づき、環境大臣が定める規制基準に規定している方法によること。

二十一 海洋施設から排出される油は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十条に定める排出方法に関する基準（掘削ハーベジについては、同令第一条の八第二項に規定する排出基準）に適合していること。ただし、次のいずれかに該当する場合における油の排出については、この限りでない。

イ 海洋施設の安全を確保し、又は人命を救助する場合

口 海洋施設の損傷により排出された場合であつて、引き続く排出を防止するための可能な一切の措置をとったとき

二十二 海洋施設において、出力が百三十キロワットを超えるディーゼル機関(窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合)にあっては、当該装置を含む。(から発生する窒素酸化物の排出量(二酸化窒素の排出の総重量として計算したもの)をいう。)は、別表第二の上欄に定める回転数に応じて、同表の下欄に定める基準に適合していること。ただし、前号イ及びロに掲げる場合のほか、非常用ディーゼル機関、救命艇に設置するディーゼル機関並びに緊急の場合においてのみ使用することを目的とする装置及び設備については、この限りでない。

(規制基準等の変更に係る経過措置)

第六条 前条第二号の規定は、大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号)第七条の二若しくは第七条の三又は大気汚染防止法施行規則第七条の二の改正により新たに特定鉱煙鉱山等になった鉱山等については、当該鉱山等が特定鉱煙鉱山等となつた日から六月間は、適用しない。

2 前条第十号の規定は、湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定により湖沼特定坑廃水鉱山等になつた際、現に湖沼指定地域において設置されている湖沼特定施設(法第十三条第一項の規定による届出がされたものであつて設置の工事が完成していないものを含む。)を有する湖沼特定坑廃水鉱山等については、適用しない。ただし、当該規制基準の適用の日以後に、当該湖沼特定施設について法第十三条第一項に規定する変更を行つたとき、又は当該湖沼特定坑廃水鉱山等において新たに湖沼特定施設を設置したときは、この限りでない。

3 前条第十一号の規定は、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第八十八号)第一条若しくは第四条の二、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令(昭和四十八年政令第三百二十七号)第二条若しくは第三条、湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和六十一年政令第三十七号)第五条、湖沼水質保全特別措置法第二十一条第一項の指定湖沼を定める政令、水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年總理府、通商産業省令第二

号) 第一条の四の改正又は湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更により新たに特定坑廃水鉱山等となつた鉱山等については、当該鉱山等が特定坑廃水鉱山等となつた日から六月間は、適用しない。

4 前条第十四号の規定は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)第一条の改正によりダイオキシン類発生施設となつた際、現に設置されている施設(法第十三条第一項の規定による届出がされたものであつて設置の工事が完成していないものを含む)から排出される排出ガス又は当該施設に係る排出水については、当該施設がダイオキシン類発生施設となつた日から一年間は、適用しない。

第二節 運搬関連施設

(卷揚装置)

第七条 原動機を使用する巻揚装置の技術基準は、第二条から第四条までに定めるものほか、次のとおりとする。

一 原動機の出力は、最大牽引力及び最大運転速度に対して十分な容量を有していること。

二 ブレーキは、最大総荷重のケージ、搬器又は車両(以下「ケージ等」という。)をいかなる位置においても直ちに停止し、かつ、保持することができるものであること。

三 巷揚装置のロープは、予想される最大荷重に耐える強度を有していること。

四 巷胴の直径とロープ素線の直径の比は、ロープの損傷を防止するために適切なものであること。

五 フリートアングル(シーブを含む巷胴への垂直面に対し、巷胴の表面に巻いたロープのなす最大角度をいう。)の値は、ロープの損傷を防止するために適切なものであること。

六 連結装置は、十分な強度を有し、振動及び衝撃に耐え、かつ、巻揚装置のロープとケージ等の間及びケージ等の相互間を確実に結合することができるものであること。

七 人を昇降させる立坑巻揚装置は、次によること。

口 巷揚又は巻卸の超過、速度超過、停電その他他の異常事態による災害の発生を防止するため、非常用ブレーキ、監視装置その他必要な安全装置が設けられていること。

イ ケージ等の位置を把握できる装置が設けられること。

ハ ケージには、金属製の上ふたを備え、かつ、墜落を防止するため側面を備え、前後には、戸、安全鎖又は横木が備えられること。

二 人の昇降の合図を確認するため、信号装置の設置その他適切な措置が講じられていること。

ホ 搭乗定員数の表示が適切に掲示されること。

八 斜坑人車巻揚装置及び斜道人車巻揚装置は、前号（ハを除く。）に定めるものほか、次によること。

イ 人車には、上ふた、安全に乗車できる座席、転落を防止するための側面、安全鎖その他の設備が設けられていること。

ロ 人車には、ロープ切断又は速度超過による危険を防止するための設備及び手動停止装置が設けられていること。

九 巻揚装置（斜坑における運搬の用に供するものに限る。）には、車両による危険を防止するため、車両又は斜坑の必要な箇所に車両の逸走を防止する設備、逸走した車両を停止させる設備その他必要な設備が設けられていること。

（機関車及び軌道）

第八条 機関車及び軌道の技術基準は、第一項から第四条まで及び第十六条第三項に定めるものほか、次のとおりとする。

一 軌道の構造は、次によること。

イ 予想される最大荷重に耐えること。

ロ 車両の安全な走行に支障を及ぼす変形が生じないこと。

二 軌道の曲線半径及びこう配は、車両の安全な走行に支障を及ぼさないものであること。

三 軌間は、車両の構造、設計最高速度等を考慮し、車両の安全な走行及び安定した走行を確保することができるものであること。

四 円曲線には、車両が受ける遠心力、風の影響等を考慮し、車両の転倒の危険が生じないように軌間、曲線半径、運転速度等に応じたカントが付されていること。

五 円曲線には、曲線半径、車両の固定軸距等を考慮し、車両の転倒の危険が生じないよう軌間、曲線半径、運転速度等に応じたカントが付されていること。

六 軌道には、機関車の運転の安全を確保するため、転てつ器その他の軌道装置、自動警報装置及び標識が適切に設けられていること。

- 五 車両系鉱山機械には、前照灯、方向指示器、警音器その他の保安上必要な設備が設けられていること。
- 六 車両系鉱山機械の運転者席又は運転補助者は、振動、衝撃等により運転者又は運転補助者が容易に転落しない構造のものであること。
- 七 運転者が安全に昇降できるように適切な措置が講じられていること。
- 八 車両系鉱山機械は、運転者が安全な運転を行なうことができる視界を有し、運転室の前面に使用するガラスは、安全ガラスであること。
- 九 車両系鉱山機械の油圧を動力として用いる油圧装置には、当該油圧の過度の昇圧を防止するための適切な安全弁が設けられていること。
- 十 車両系鉱山機械には、当該機械の操作方法、最大走行速度その他の安全な操作のため必要な事項が適切な箇所に表示されていること。ただし、運転者が誤って操作することのない操作部分については、この限りでない。
- 十一 坑内において使用する車両系鉱山機械（内燃機関を原動機として使用しないものを除く）には、油脂類の消防に適し、かつ、有毒ガスの発生の少ない消火器が備えられること。
- （ベルトコンベア）
- 第十一條 石炭坑におけるベルトコンベア（掘採作業場又はその付近に仮設されるものを除く。）の技術基準は、第二条から第四条までに定めるものほか、次のとおりとする。
- 一 ベルトコンベアの駆動装置及び主要なブリの設置箇所は、火災を防止するため、防火構造その他の適切な措置が講じられていること。
- 二 石炭の積換場においては、たい積した石炭とベルトとの接触による危険を防止するための適切な措置が講じられていること。
- 三 二十キロワット以上の原動機を使用するベルトコンベアには、非常停止装置、逆転防止装置その他の安全装置が設けられていること。
- 四 坑道に消火栓及び放水用器具が適切に設けられていること。
- （クライマ）
- 第十二條 クライマの技術基準は、第三条及び第四条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- （架空索道）
- 第十三條 架空索道の技術基準は、第三条及び第四条に定めるもののほか、次のとおりとする。
- 一 索条は、予想される最大荷重に耐える強度を有し、搬器の運転に耐えるものであることを。
- 二 運転、風圧等により搬器が動搖しても、搬器相互間及び搬器と支柱との間は、接触しないようによく必要な距離を有していること。
- 三 搬器の下端は、停留場以外の箇所においては、その下部の通行その他の作業を妨げないように地表面から必要な高さを有していること。
- 四 原動機の出力は、索条の最大張力差及び最大運転速度に対し十分な容量を有していること。
- 五 索条の緊張装置は、索条の伸びを吸収し、索条の張力を一定に保つことができるものであること。
- 六 ブレーキは、荷重又は地形の関係により生ずる不平衡荷重に対して確実に運転を停止し、かつ、保持できるものであること。
- 七 支柱は、予想される最大荷重に耐える強度を有し、かつ、転倒、滑り及び引き抜きが生じない構造であること。
- 八 搬器は、予想される最大荷重に耐える強度を有していること。
- 九 架空索道の停留場には、搬器の出発又は停止の合図を確認するため、信号装置の設置その他の適切な措置が講じられていること。
- 十 握索装置は、えい索又は支えい索を完全に握索し、かつ、えい索又は支えい索に損傷を与えないものであること。
- 十一 握索装置を用いた索道にあっては、索条のこう配が安全なものであること。
- 十二 電話線、電灯線、動力線、鉄道、軌道、道路（交通閑散なものを除く。）等の上空に索条を架設するときは、搬器等の落下その他工作物の故障による危険を防止するため、鉄網その他の適切な保護設備が設けられていること。
- 十三 架空索道は、家屋、危険物貯蔵所又は多数の人が集合する箇所には設置されていないこと。

- （單軌条運搬機）
- 第十四條 急傾斜地において、人又は物の運搬に供する單軌条運搬機の技術基準は、第三条及び第四条に定めるもののほか、次のとおりとする。
- 一 単軌条運搬機は、予想される最大積載量及び最大傾斜に対して、安定した走行及び停止が確保できる構造であること。
- 二 ブレーキについては、次によること。
- イ 動力車及び運転台車には、定速ブレーキ、駐停車ブレーキ及び緊急ブレーキが設けられていること。
- ロ 乗用台車には、動力車及び運転台車のブレーキとは別系統の定速ブレーキ及び非常用ブレーキが設けられていること。
- ハ 荷物台車には、動力車及び運転台車のブレーキとは別系統の緊急ブレーキ又は非常用ブレーキが設けられている場合は、この限りでない。
- 一 鉱山道路においては、次のとおりとする。
- 二 鉱山道路の構造は、当該鉱山道路の存する場所の地形、地質、気象その他の状況及び当該鉱山道路における車両系鉱山機械又は自動車の走行状況を考慮し、安全なものであること。
- 三 鉱山道路には、道路標識、転落防止設備その他の保安設備が適切に設けられていること。
- 四 主連結装置及び主連結装置に異常が発生したときに機能する副連結装置は、車両間を確実に結合することができるものであること。
- 五 運転者席は、運転者が容易に進行方向を見渡せ、安全な運転を行うことができる構造であること。
- 六 動力車、運転台車及び乗用台車には、搭乗者が着座できる座席及び搭乗者を保護するための囲いが設けられていること。
- 七 単軌条運搬機には、警報装置、整備に必要な工具等が備えられていること。
- 八 軌条及び支柱は、予想される最大荷重に耐える強度及び耐久性を有していること。
- （クレーン）
- 第十五條 クレーンの技術基準は、第三条及び第四条に定めるもののほか、次のとおりとする。
- 一 つり上げ装置には、確実に減速し、又は停止させるブレーキが設けられていること。
- 二 クレーンは、巻き過ぎを防止するための安全装置の設置その他の適切な措置が講じられていること。

- （鉱山道路及び坑道）
- 第十六條 鉱山道路及び坑道の技術基準は、第三条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。
- 一 鉱山道路の構造は、当該鉱山道路の存する場所の地形、地質、気象その他の状況及び当該鉱山道路における車両系鉱山機械又は自動車の走行状況を考慮し、安全なものであること。
- 二 鉱山道路には、道路標識、転落防止設備その他の保安設備が適切に設けられていること。
- 三 坑道については、次のとおりとする。
- 一 又は石炭坑における入気立坑と排気立坑との間又は石炭坑及び石油坑における主要入気坑道と主要排気坑道との間を連絡する坑道には、遮断壁又は通気戸が適切に設けられていること。
- 二 坑道に上り下りする際の安全装置は、道路標識、転落防止設備その他の保安設備が適切に設けられていること。
- 三 車両系鉱山機械又は自動車が常時走行する坑道は、前号に定めるもののほか、次によること。
- イ 坑道の走行の用に供する部分の幅は、車両系鉱山機械又は自動車の走行上安全な幅であること。
- ロ 車両系鉱山機械又は自動車の運転の安全を確保するため、道路標識、信号機、照明設備その他の必要な保安設備が適切に設けられていること。

四 前二号の坑道において、常時人の通行の用に供する場合には、人の通行に必要な間隔を有していること。

第三節 石油関連施設

(掘削装置)

第十七条 石油鉱山における原動機を使用する掘削装置の技術基準は、第三条、第四条及び第五条（第六号から第八号までを除く。）に定める

もののほか、この条の定めるところによる。
二 やぐらについて、次のとおりとする。

一 やぐらの基礎は、最大総荷重を支持し、風圧によるやぐらの倒壊を防止する支持力を有していること。

二 やぐらの脚は、予想される最大静荷重に耐える強度を有していること。

三 やぐらに控綱を設けるときは、風圧及び振動に耐える強度を有するロープ及び埋ブロックを使用し、かつ、倒壊を防止するため適切な控綱の数であること。

四 ドローワークスについては、次のとおりとする。

一 ドローワークスの巻揚能力は、掘進作業、やぐら引起し作業及びケーシングの挿入作業等における最大総荷重に対応して適切なものであること。

二 ドローワークスの巻揚用ロープは、ファーストライインに掛かる最大荷重に耐える強度を有していること。

三 ドローワークスのブレーキは、確実に運転を停止し、かつ、保持できるものであること。

四 ドローワークスの動力の非常遮断装置は、適切な箇所に設けられていること。

五 その他の設備については、次のとおりとする。
一 ロープは、腐食を防止するための適切な位置が講じられていること。
二 掘削に使用するロータリーホースは、循環泥水の最高使用圧力に対して十分な強度を有していること。

三 ロータリーホースは、落下を防止するための適切な措置が講じられていること。

四 業に支障のない位置に設け、かつ、適切な保護設備が設けられていること。

五 トラベリングブロックには、ロープの接触その他の損傷を防止するため、ロープの通る

孔を開いた金属被覆の設置その他の保護設備が設けられていること。

六 フックには、パイプ用エレベーターのリンク又はスイベルベールが外れないための適切な安全装置が設けられていること。

七 パイプ用エレベーター、フック及びトラベリングブロックは、予想される最大荷重に耐える強度を有していること。

八 泥水ポンプには、圧力計及び安全弁が設けられていること。

九 泥だめ及び過池のえん堤の材料は、突き固めた粘土その他の不浸透性のものであること。

十 ロータリーオード方式で掘削作業を行うための装置には、ウェイトインディケーターが設けられていること。

十一 坑井においては、次によること。

一 口 挖削作業の坑井には、逸泥その他の異常事態を的確に把握するため、循環泥水タンク内の泥水量の異常な増減を直ちに知ることができる装置が設けられていること。

ハ 挖削作業又は試油作業の坑井には、非常用泥水又は必要な材料が備えられていること。ただし、自噴採取装置を備えたときは、この限りでない。

二 挖削作業又は試油作業の坑井には、非常用泥水又は必要な材料が備えられていること。

ハ 挖削作業又は試油作業の坑井には、非常用泥水又は必要な材料が備えられていること。

三 挖削バージの水没部及びその周辺部は、腐食を防止するための適切な措置が講じられていること。

四 挖削バージは、風等による傾斜モーメントに対する十分な復原性を有していること。

五 挖削バージの満載吃水は、構造強度、運動性能及び最大積載荷重等を考慮して適切なものであること。

六 挖削バージの係留により位置を保持する掘削バージの係留

装置については、次のとおりとする。

一 挖削作業に支障のないよう十分に固定できる錨、錨鎖及び附属機器が設けられていること。ただし、着底する構造の掘削バージの場合には、この限りでない。

二 錨、錨鎖には、張力検出装置が設けられていること。

三 錨鎖には、内燃機関に対する要求される把駆力を有していること。

四 挖削バージに搭載する内燃機関については、次のとおりとする。

一 内燃機関の能力は、安全に操業及び航海を行うのに十分なものであること。

二 保守点検作業が容易に、かつ、確実に行える構造であること。

三 挖削バージに搭載する内燃機関については、次のとおりとする。

一 内燃機関の能力は、安全に操業及び航海を行うのに十分なものであること。

二 保守点検作業が容易に、かつ、確実に行える構造であること。

三 挖削バージに搭載する内燃機関については、次のとおりとする。

一 挖削バージには、二以上の発電機を備え、いずれか一方が故障等により停止した場合においても、噴出防止装置の作動その他の掘削バージにおける保安のために必要な電力を供給できること。

二 発電機には、自動電圧調整器が設けられており、発電機には、自動電圧調整器が設けられていること。

三 発電装置の原動機には、自動速度調整器が設けられていること。

四 挖削バージにおいて配電盤を設けるときは、次によること。

一 回路の接続に使用するボルト、ナット等は、振動による緩みを生じない構造のものであること。

二 配電盤の前後の床面は、鉱山労働者の安全を確保するため、絶縁性の敷物その他の適切な措置が講じられていること。

ハ 燃焼ガス中のすすの含有量がバカラック三度又はリングルマン一度以下であること。

二 燃焼後の中の残留物に含まれる不燃物が燃燒前の全重量の十パーセント以下であること。

ハ 発電機用配電盤には、電圧計、電流計、電力計及び周波数計が設けられていること。

五 露出金属部を有する電気工作物は、接地されていること。

六 火災又は爆発を防止するため、防爆型のものでの使用その他の必要な措置が講じられていること。

七 電線は、絶縁性、耐熱性及び耐衝撃性等に對して適切なものが使用されていること。

八 電路の布設については、次のとおりとする。

一 挖削バージが鉱害の防止のために満たすべき基準は、次のとおりとする。

二 石油貯蔵タンクには、電路が布設されないこと。

三 電線は、絶縁性、耐熱性及び耐衝撃性等に對して適切なものが使用されていること。

四 挖削バージの満載吃水は、構造強度、運動性能及び最大積載荷重等を考慮して適切なものであること。

五 挖削バージの満載吃水は、構造強度、運動性能及び最大積載荷重等を考慮して適切なものであること。

六 挖削バージが鉱害の防止のために満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 挖削バージには、鉱業の実施に伴い大量の油又は有害液体物質の海洋への排出があつた場合に油又は有害液体物質による汚染拡散を防止するため、オイルフェンス、薬剤その他の資材が備えられていること。

二 挖削バージが鉱害の防止のために満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 挖削バージには、鉱業の実施に伴い大量の油又は有害液体物質の海洋への排出があつた場合に油又は有害液体物質による汚染拡散を防止するため、オイルフェンス、薬剤その他の資材が備えられていること。

二 挖削バージの防汚方法（被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて掘削バージへの生物の付着を抑制し又は防止する方法をいう。）においては、塗料が十分に乾燥した状態における構造であること。

三 火災その他の緊急時に、内燃機関に対する燃料供給を停止するための燃料遮断装置が設けられていること。

四 挖削バージにおいては、塗料が十分に乾燥した状態においては、塗料が十分に乾燥した状態における構造であること。

五 挖削バージにおいては、塗料が十分に乾燥した状態においては、塗料が十分に乾燥した状態における構造であること。

六 挖削バージにおいては、塗料が十分に乾燥した状態においては、塗料が十分に乾燥した状態における構造であること。

七 挖削バージにおいては、塗料が十分に乾燥した状態においては、塗料が十分に乾燥した状態における構造であること。

八 挖削バージにおいては、塗料が十分に乾燥した状態においては、塗料が十分に乾燥した状態における構造であること。

九 挖削バージにおいては、塗料が十分に乾燥した状態においては、塗料が十分に乾燥した状態における構造であること。

十 挖削バージにおいては、塗料が十分に乾燥した状態においては、塗料が十分に乾燥した状態における構造であること。

十一 挖削バージにおいては、塗料が十分に乾燥した状態においては、塗料が十分に乾燥した状態における構造であること。

十二 挖削バージにおいては、塗料が十分に乾燥した状態においては、塗料が十分に乾燥した状態における構造であること。

十三 挖削バージにおいては、塗料が十分に乾燥した状態においては、塗料が十分に乾燥した状態における構造であること。

十四 挖削バージにおいては、塗料が十分に乾燥した状態においては、塗料が十分に乾燥した状態における構造であること。

十五 挖削バージにおいては、塗料が十分に乾燥した状態においては、塗料が十分に乾燥した状態における構造であること。

2 パイプラインを海洋に設置するときは、次のとおりとする。

一 港湾区域その他保安上パイプラインの損傷を防止する必要がある区域においては、パイ

ラインの損傷を防止するため適切な措置が講じられていること。

二 パイプラインは、既設のパイプラインに対して安全な水平距離を確保する等接触を防止するための適切な措置が講じられていること。

三 二本以上のパイプラインを同時に設置するときは、パイプラインが相互に接触を防止しないよう適切な措置が講じられていること。

四 立ち上がり部の導管には、船舶等による損傷を防止するため適切な防護措置を講じ、かつ、適切な標識が掲示されていること。

五 導管の浮揚を防止するための適切な措置が講じられていること。

六 特定パイプラインにあっては、前各号に定めるもののほか、次によること。

イ パイプラインを埋設するときは、パイプ

ラインの外面と海底面との距離は、土質、埋め戻し材料、船舶交通事情等を勘案して

あるための適切な措置が講じられていること。

ロ 埋設するパイプラインは、洗掘を防止す

るための適切な措置が講じられていること。

ハ パイプラインを埋設しないで設置する場合は、導管が連続して支持されるよう当該

設置に係る海面底面をならしていること。

イ パイラインの保安施設については、次のとおりとする。

一 適切な圧力検知装置が備えられていること。

二 逆流防止装置が備えられていること。(ただし、天然ガスのパイプラインであつて、海洋掘削施設において放散等の適切な措置を講じることができる場合は、この限りでない。)

(石油貯蔵タンク)

第二十三条 石油貯蔵タンクの技術基準は、第三条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 石油貯蔵タンクの構造は、危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)に規定する基準に適合するものであること。

二 石油貯蔵タンクは、ガス抜き口から出たガスの燃焼によるタンク内への引火の危険を防

止するため、逆火防止装置の設置その他の適

切な措置が講じられていること。

三 石油貯蔵タンクは、住宅、学校、病院その他の経済産業大臣が定める施設に対して、経済産業大臣が定める距離を有していること。

四 (ガスホルダー) ガスホルダーの技術基準は、第三条に定めるもののほか、ガス工作物の技術上の基準を定める省令(平成十二年通商産業省令第百十一号。第三条を除く。)で定める基準とする。

第二十五条 高圧ガス製造施設の技術基準は、第三条及び第四条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

2 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

3 塔(高圧ガス設備(貯槽を除く。)であつて、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。以下この項において同じ。)、凝縮器(縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。以下この項において同じ。)、貯槽(貯藏能

力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)、受液器(内容積が五千リットル以上のものに限る。以下この項において同じ。)及び配管(冷媒設備に係る地盤面上の配管(外径四十五ミリメートル以上

のものに限る。)であつて、内容積が三立方メートル以上のもの若しくは凝縮器及び受液器

又は可燃性ガスの発生若しくは精製のための設備又は可燃性ガスの高压ガス設備を設置する室、プロアーリ室及び可燃性ガスの収納室には、適切な換気装置が設けられていること。

4 石油鉱山においては、前項第一号に定めるもののかつ、次のとおりとする。

5 収納室及び酸素の充てん室は、防火構造で良好にする構造とし、かつ、地下室その他通風の良好でない箇所には、適切な換気装置が設けられること。

6 毒性ガスの高圧設備を設置する室は、通風を良好にする構造とし、かつ、地下室その他通風の良好でない箇所には、適切な換気装置が設けられること。

7 ガスタンクは、鉄材を用いて気密な構造とし、ガス放出装置が設けられることとその他の爆発を防止するため必要な措置が講じられてること。

8 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

9 塔(高圧ガス設備(貯槽を除く。)であつて、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。以下この項において同じ。)、凝縮器(縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。以下この項において同じ。)、貯槽(貯藏能

力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)、受液器(内容積が五千リットル以上のものに限る。以下この項において同じ。)及び配管(冷媒設備に係る地盤面上の配管(外径四十五ミリメートル以上

のものに限る。)であつて、内容積が三立方メートル以上のもの若しくは凝縮器及び受液器

又は可燃性ガスの発生若しくは精製のための設備又は可燃性ガスの高压ガス設備を設置する室、プロアーリ室及び可燃性ガスの収納室には、適切な換気装置が設けられていること。

10 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

11 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

12 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

13 前号の規定により設けた安全装置のうち、安全弁又は破裂板には、放出管が設けられること。

14 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

15 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

4 石炭鉱山及び金属鉱山等においては、次のとおりとする。

一 高圧ガス製造施設は、住宅、学校、病院その他の経済産業大臣が定める施設に対して、経済産業大臣が定める距離を有していること。

二 収納室及び酸素の充てん室は、防火構造で良好にする構造とし、かつ、地下室その他通風の良好でない箇所には、適切な換気装置が設けられること。

三 毒性ガスの高圧設備を設置する室は、通風を良好にする構造とし、かつ、地下室その他通風の良好でない箇所には、適切な換気装置が設けられること。

四 ガスタンクは、鉄材を用いて気密な構造とし、ガス放出装置が設けられることとその他の爆発を防止するため必要な措置が講じられてること。

5 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

6 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

7 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

8 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

9 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

10 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

11 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

12 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

13 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

14 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

15 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

16 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

17 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

18 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

19 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

20 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

21 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

22 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

23 高圧ガス設備(配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないものであることとする。この場合において、貯槽(貯藏能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この項において同じ。)の支柱(支柱のない貯槽については、その底部)は、同一の基礎に繋結することとする。

八 バルブ類に係る配管は、当該配管内のガスその他の流体の種類及び方向を容易に識別することができる措置が講じられていること。

九 バルブ類を操作することにより、当該バルブ類に係る製造設備に保安上重大な影響を与えるバルブ類のうち通常使用しないもの(緊急の用に供するものを除く。)は、施錠、封印その他の適切な措置が講じられていること。

十 高圧ガス設備に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度及び圧力等に応じて適切なものであること。

十一 高圧ガス設備は、最高使用圧力に対する安全なものであること。

十二 高圧ガス設備には、圧力計を設け、かつ、当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちに許容圧力以下に戻すことができること。

十三 前号の規定により設けた安全装置のうち、安全弁又は破裂板には、放出管が設けられること。

十四 高圧ガス設備に使用するガス自動車(鉱業の用に供するものに限る。)の小型充てん機であつて、昇圧供給装置(ガスを高圧にして充てんする装置である。蓄ガス器を備えないものに限る。)を使用する場合は、次のとおりとする。

十五 前号の規定により設けた安全装置のうち、安全弁又は破裂板には、放出管が設けられること。

十六 天然ガス自動車(鉱業の用に供するものに限る。)の小型充てん機であつて、昇圧供給装置(ガスを高圧にして充てんする装置である。蓄ガス器を備えないものに限る。)を使用する場合は、次のとおりとする。

十七 前号の規定により設けた安全装置のうち、安全弁又は破裂板には、放出管が設けられること。

十八 天然ガス自動車(鉱業の用に供するものに限る。)の小型充てん機であつて、昇圧供給装置(ガスを高圧にして充てんする装置である。蓄ガス器を備えないものに限る。)を使用する場合は、次のとおりとする。

十九 前号の規定により設けた安全装置のうち、安全弁又は破裂板には、放出管が設けられること。

二十 天然ガス自動車(鉱業の用に供するものに限る。)の小型充てん機であつて、昇圧供給装置(ガスを高圧にして充てんする装置である。蓄ガス器を備えないものに限る。)を使用する場合は、次のとおりとする。

二十一 前号の規定により設けた安全装置のうち、安全弁又は破裂板には、放出管が設けられること。

二十二 前号の規定により設けた安全装置のうち、安全弁又は破裂板には、放出管が設けられること。

二十三 前号の規定により設けた安全装置のうち、安全弁又は破裂板には、放出管が設けられること。

二十四 前号の規定により設けた安全装置のうち、安全弁又は破裂板には、放出管が設けられること。

二十五 前号の規定により設けた安全装置のうち、安全弁又は破裂板には、放出管が設けられること。

二十六 前号の規定により設けた安全装置のうち、安全弁又は破裂板には、放出管が設けられること。

(高圧ガス貯蔵所)

第二十六条 高圧ガス貯蔵所の技術基準は、第三条、第四条並びに前条第二項及び第三項に定め

るもののかつ、次のとおりとする。

一 高圧ガス貯蔵所は、住宅、学校、病院その他の経済産業大臣が定める施設に対して、経済産業大臣が定める距離を有していること。

二 前号に規定する距離を地形上確保できない場合は、高圧ガス貯蔵所の周囲に、十分な強度を有する障壁が設けられていること。

ル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有していること。

(2) 本(2)及び(3)に掲げる要件を備えていること。

三 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の除去に伴つて生じたコンクリートの破片及びこれに類する不要物に係る坑外埋立場は、前号イに定めるもののほか、次によること。

イ 埋立場の周囲に囲いが設けられ、かつ、鉱業廃棄物の埋立場である旨が表示されていること。

ロ 埋立場からの浸出水によって公共の水域及び地下水を汚染しないように適切な措置が講じられていること。

ハ 埋立場の鉱業廃棄物が飛散しないための適切な措置が講じられていること。

二 埋め立てる鉱業廃棄物の流出を防止するため、前号ホ(2)及び(3)の要件を備えた擁壁、えん堤その他の流出防止施設が設けられていること。

四 第一号及び前号に規定する鉱業廃棄物以外の鉱業廃棄物の坑外埋立場は、第二号ハ及び前号(ロを除く)に定めるもののほか、埋立場からの浸出水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、次に掲げる措置が講じられていること。

第三十二条 鉱業廃棄物の坑内埋立場

第一号に定めるものとのほか、次のとおりとする。

一 埋立場の鉱業廃棄物又は場内水若しくはこれに連絡する坑水の流出若しくは浸出による鉱害を防止するため、流出防止工又は浸出防止工が適切に設けられていること。

二 前号の流出防止工又は浸出防止工は、自重、地圧、水圧等又は腐食に耐えるものであること。

三 鉱業廃棄物の運搬に使用する車、容器その他の運搬設備は、鉱業廃棄物が飛散し、又は流出しないものであること。

(集積場)

第三十三条 集積場の技術基準

第五条第六号から第八号までに定めるもののか、次のとおりとする。

一 集積した物の崩壊又は流出を防止する必要がある場合には、擁壁、かん止堤その他の適切な防護施設が設けられていること。

二 沢水、山腹水その他の集積場内に流入する場外水を排除するため、非常用排水路の設置するため、沢水排水路、山腹水路、上澄水排水装置その他の適切な施設が設けられていること。

三 泥状の捨石又は鉱さいの集積場は、多量のその他の適切な措置が講じられていること。

四 沢水排水路は、堤体外の地山に設けられている場合を除き、基礎地盤を切り込み、堅固定造の余水吐その他の排水設備が設けられれていること。

口 埋立場には、保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の暗渠その他の集水設備(水面埋立場については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の暗渠その他の排水設備)が設けられ

六 集積場は、崩壊又は地滑り等が発生しない安定度を有していること。

第五節 その他の鉱山施設

第三十四条 坑内における内燃機関(自動車及び車両系鉱山機械を除く。)の技術基準は、第三条及び第四条に定めるものとのほか、次のとおりとする。

一 内燃機関の種類は、ディーゼル機関であること。

二 内燃機関には、円滑に始動できる装置が設けられていること。

三 内燃機関の覆いは、内部に有害ガス又は可燃性ガスが滞留しない構造であること。

四 燃料の噴射量調整装置は、あらかじめ定めた最大噴射量を超えないための適切な措置が講じられていること。

五 燃料タンク及び燃料の配管は、十分な強度を有し、振動、衝撃等により損傷を生じない構造であること。

六 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、引火しないよう排気管の開口部並びに露出した電気端子及び電気開閉器から離して設けられていること。

七 非常のときには、直ちに内燃機関を停止できる装置が設けられていること。

八 吸気系統には、適切な空気清浄装置が設けられていること。

九 排気系統に、遮熱材を使用するときは、燃料油の吸収を防止するための適切な措置が講じられていること。

十 排気管の構造は、次によること。

イ 排気ガスの成分の測定に適する構造のものであること。

ロ 排気ガスの熱による人への危害及び他の装置の故障を防止する構造のものであること。

十一 適切な燃料油を使用していること。

十二 排気ガス中の成分が人に危害を及ぼさないように適切な濃度となるための措置が講じられていること。

十三 排気ガスを坑内の通気中に排出する場合は、水槽その他の適切な排気処理装置が設けられていること。

十四 機関室(定置式機関に限る。)は、次の要件を備えた構造であること。

イ 火薬類取扱所、コンプレッサー室、ポンプ室、扇風機室、変電室、可燃性の物を収納する資材置場及び人を運搬する巻揚装置の設置箇所に近接していないこと。

二 燃料油貯蔵所の設置箇所は、次によること。

一 燃料油貯蔵所について、次のとおりとする。

(坑内における燃料油貯蔵所及び燃料給油所)

二 燃料油貯蔵所に於ける構造は、耐火構造であること。

ハ 貯蔵タンクから漏えいした燃料油の拡散

ブレッサーを除く。)及び油入変電設備設置箇所と近接していないこと。

ロ 中央式通気法(主要入排気坑道が互いに近接している通気方式をいう。)を採用している場合は、独立した別個の分流中に設けられていること。

ハ 耐火構造であつて、かつ、他と容易に遮断できる構造であること。

二 内部に可燃性ガスが滞留しない構造であること。

ホ 漏えいした燃料油を収容することができること。

二 非浸透性的溝が設けられていること。

ハ 坑内における燃料油貯蔵所及び燃料給油所の運搬設備は、鉱業廃棄物が飛散し、又は流出しないものであることとする。

二 前各号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

三 前各号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

二 散水設備によって散水が行われていること。

ハ 車両系鉱山機械を除く。)の技術基準は、第三条及び第四条に定めるものとのほか、次のとおりとする。

一 内燃機関の種類は、ディーゼル機関であること。

二 内燃機関には、円滑に始動できる装置が設けられていること。

三 内燃機関の覆いは、内部に有害ガス又は可燃性ガスが滞留しない構造であること。

四 燃料の噴射量調整装置は、あらかじめ定めた最大噴射量を超えないための適切な措置が講じられていること。

五 燃料タンク及び燃料の配管は、十分な強度を有し、振動、衝撃等により損傷を生じない構造であること。

六 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、引火しないよう排気管の開口部並びに露出した電気端子及び電気開閉器から離して設けられていること。

七 非常のときには、直ちに内燃機関を停止できること。

八 吸気系統には、適切な空気清浄装置が設けられていること。

九 排気系統に、遮熱材を使用するときは、燃料油の吸収を防止するための適切な措置が講じられていること。

十 排気管の構造は、次によること。

イ 排気ガスの成分の測定に適する構造のものであること。

ロ 排気ガスの熱による人への危害及び他の装置の故障を防止する構造のものであること。

十一 適切な燃料油を使用していること。

十二 排気ガス中の成分が人に危害を及ぼさないように適切な濃度となるための措置が講じられていること。

十三 排気ガスを坑内の通気中に排出する場合は、水槽その他の適切な排気処理装置が設けられていること。

十四 機関室(定置式機関に限る。)は、次の要件を備えた構造であること。

イ 火薬類取扱所、コンプレッサー室の設置箇所(内燃機関を原動機として使用するコン

3 鉱業廃棄物の坑外埋立場は、前項に定めるもののほか、粉じんを防止するため、次の各号のいずれかの措置が講じられていることとする。

四 沢水排水路には、流木、土石等による埋立場を防止するため、上流部に適切な施設が設けられていること。

の外面に適當な厚さの鉄板を張つたものとし、かつ、錐を使用する等の盜難防止の措置が講じられていること。

二 窓は、丈夫な鉄棒を適切にはめ込み、内側には不透明ガラスを使用した引戸を、外側には外から容易に開くことのできない防火扉を設け、屋根又は天井裏、換気孔及び通気孔には金網を張る等の盜難防止のため適切な構造であること。

三 火薬類取扱所の床は、十分な高さを有することとその他の湿気を防止するため適切な構造であること。

四 火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コードと火工品（導爆線及び制御発破用コード）との間隔を設けるため適切な構造であること。

五 暖房の設備を設ける場合には、温水、蒸気又は熱気以外のものが使用されていないこと。

六 火薬類取扱所には、見やすい箇所に取扱いに必要な法規及び心得が掲示されていること。

七 火薬類取扱所の建物の周囲には、適切な境界を設け、かつ、「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた標識が設けられていること。

八 火薬類の盗難を防止するため、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、適切な警報装置が設けられていること。

九 建物には、落雷による建物の損壊又は人の危害を防止するため、適切な避雷装置が設けられていること。

一 設置箇所は、運搬坑道、坑内事務所、乗降場等多数の鉱山労働者が集合する箇所及び5号の照明設備を使用する配線から必要な距離を保ち、かつ、低湿で安全な箇所であること。

二 建物は、平家建とし、盜難及び火災を防止することができる構造であり、かつ、適切な換気装置が設けられていること。

三 石炭坑にあつては、設置箇所の付近は、炭じんの爆発を防止するための適切な措置が講じられていること。

四 落盤を防止するための適切な措置が講じられていること。

五 照明設備を設けるときは、安全な装置を施した定着電灯を使用し、かつ、その配線は、金属管工事、合成樹脂管工事又はケーブル工事によること。

六 照明設備に係る開閉器又は自動遮断器は、室外に設けられていること。

七 坑口の附近に設置された坑内の火薬類取扱所には、火薬類の盜難を防止するため、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、適切な警報装置が設けられていること。

八 火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コードと火工品（導爆線及び制御発破用コード）との間隔を設けるため適切な構造であること。

九 二以上の鉱山が共同して設ける火薬類取扱所は、坑外に設けられていることとする。

一 火薬類を収納する容器（特定硝酸アンモニウム系爆薬を除く。）は、次によること。

二 火薬類を収納する容器（特定硝酸アンモニウム系爆薬を除く。）は、木その他電気不良導体で作った丈夫な構造のものであつて、内面には鉄類が露出していないこと。

三 火薬類を収納する容器（特定硝酸アンモニウム系爆薬を除く。）は、それぞれ異なるたる容器に収納されていること。

四 火薬、爆薬（特定硝酸アンモニウム系爆薬を除く。）、導爆線又は制御発破用コードと火工品（導爆線及び制御発破用コードを除く。）とは、それぞれ異なるたる容器に収納されていること。

五 ポイラー室において、ポイラーの最上部と天井との間及びポイラーの外側と側壁との間は、火災による危険を防止するため必要な距離を有していること。

六 ポイラー室において、ポイラーの最上部と天井との間及びポイラーの外側と側壁との間は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に適合していること、又はそれと同等以上の性能を有するものであること。

七 ポイラーの微粉炭燃焼装置には、爆発による危険を防止するための安全戸が適切に設けられていること。

八 ポイラーの微粉炭燃焼装置には、爆発による危険を防止するための安全戸が適切に設けられていること。

九 ポイラーの微粉炭燃焼装置には、爆発による危険を防止するための安全戸が適切に設けられていること。

一 設置箇所は、運搬坑道、坑内事務所、乗降場等多数の鉱山労働者が集合する箇所及び5号の照明設備を使用する配線から必要な距離を保ち、かつ、低湿で安全な箇所であること。

二 安全弁及び圧力計が設けられていること。

三 安全弁の吹出量は、コンプレッサーの吸水量に対して十分な容量を有すること。

四 気筒内への温度異常を防止するための適切な措置が講じられていること。

五 原動機の軸出力及びレシーバーの胴板厚さ等は、十分な容量及び強度を有すること。

六 照明設備に係る開閉器又は自動遮断器は、室外に設けられていること。

七 坑口の附近に設置された坑内の火薬類取扱所には、火薬類の盜難を防止するため、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、適切な警報装置が設けられていること。

八 火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コードと火工品（導爆線及び制御発破用コードを除く。）とは、それぞれ異なるたる容器に収納されていること。

九 木その他電気不良導体で作った丈夫な構造のものであつて、内面には鉄類が露出していないこと。

一 火薬類を収納する容器（特定硝酸アンモニウム系爆薬を除く。）は、木その他電気不良導体で作った丈夫な構造のものであつて、内面には鉄類が露出していないこと。

二 火薬類を収納する容器（特定硝酸アンモニウム系爆薬を除く。）は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を除く。）、導爆線又は制御発破用コードと火工品（導爆線及び制御発破用コードを除く。）とは、それぞれ異なるたる容器に収納されていること。

三 火薬類を収納する容器（特定硝酸アンモニウム系爆薬を除く。）は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を除く。）、導爆線又は制御発破用コードと火工品（導爆線及び制御発破用コードを除く。）とは、それぞれ異なるたる容器に収納されていること。

四 火薬、爆薬（特定硝酸アンモニウム系爆薬を除く。）、導爆線又は制御発破用コードと火工品（導爆線及び制御発破用コードを除く。）とは、それぞれ異なるたる容器に収納されていること。

五 ポイラーの微粉炭燃焼装置には、爆発による危険を防止するための安全戸が適切に設けられていること。

六 ポイラーの微粉炭燃焼装置には、爆発による危険を防止するための安全戸が適切に設けられていること。

七 ポイラーの微粉炭燃焼装置には、爆発による危険を防止するための安全戸が適切に設けられていること。

八 ポイラーの微粉炭燃焼装置には、爆発による危険を防止するための安全戸が適切に設けられていること。

九 ポイラーの微粉炭燃焼装置には、爆発による危険を防止するための安全戸が適切に設けられていること。

一 設置箇所は、運搬坑道、坑内事務所、乗降場等多数の鉱山労働者が集合する箇所及び5号の照明設備を使用する配線から必要な距離を保ち、かつ、低湿で安全な箇所であること。

二 安全弁及び圧力計が設けられていること。

三 安全弁の吹出量は、コンプレッサーの吸水量に対して十分な容量を有すること。

四 気筒内への温度異常を防止するための適切な措置が講じられていること。

五 原動機の軸出力及びレシーバーの胴板厚さ等は、十分な容量及び強度を有すること。

六 照明設備に係る開閉器又は自動遮断器は、室外に設けられていること。

七 坑口の附近に設置された坑内の火薬類取扱所には、火薬類の盜難を防止するため、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、適切な警報装置が設けられていること。

八 火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コードと火工品（導爆線及び制御発破用コードを除く。）との間隔を設けるため適切な構造であること。

九 木その他電気不良導体で作った丈夫な構造のものであつて、内面には鉄類が露出していないこと。

一 火薬類を収納する容器（特定硝酸アンモニウム系爆薬を除く。）は、木その他電気不良導体で作った丈夫な構造のものであつて、内面には鉄類が露出していないこと。

二 火薬類を収納する容器（特定硝酸アンモニウム系爆薬を除く。）は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を除く。）、導爆線又は制御発破用コードと火工品（導爆線及び制御発破用コードを除く。）とは、それぞれ異なるたる容器に収納されていること。

三 火薬類を収納する容器（特定硝酸アンモニウム系爆薬を除く。）は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を除く。）、導爆線又は制御発破用コードと火工品（導爆線及び制御発破用コードを除く。）とは、それぞれ異なるたる容器に収納されていること。

四 火薬、爆薬（特定硝酸アンモニウム系爆薬を除く。）、導爆線又は制御発破用コードと火工品（導爆線及び制御発破用コードを除く。）とは、それぞれ異なるたる容器に収納されていること。

五 ポイラーの微粉炭燃焼装置には、爆発による危険を防止するための安全戸が適切に設けられていること。

六 ポイラーの微粉炭燃焼装置には、爆発による危険を防止するための安全戸が適切に設けられていること。

七 ポイラーの微粉炭燃焼装置には、爆発による危険を防止するための安全戸が適切に設けられていること。

八 ポイラーの微粉炭燃焼装置には、爆発による危険を防止するための安全戸が適切に設けられていること。

九 ポイラーの微粉炭燃焼装置には、爆発による危険を防止するための安全戸が適切に設けられていること。

一 設置箇所は、運搬坑道、坑内事務所、乗降場等多数の鉱山労働者が集合する箇所及び5号の照明設備を使用する配線から必要な距離を保ち、かつ、低湿で安全な箇所であること。

二 安全弁及び圧力計が設けられていること。

三 安全弁の吹出量は、コンプレッサーの吸水量に対して十分な容量を有すること。

四 気筒内への温度異常を防止するための適切な措置が講じられていること。

四 貯炭場の崩壊流出を防止するため、地形、周辺の状況等に応じて、築堤その他の適切な流出保護施設が設けられていること。
 五 家屋、住宅、学校その他の建設物及び河川、鉄道、国道その他の公共の用に供する施設に対して、安全な距離を有していること。
 (石灰の機械消化施設)
第四十五条 坑外に設置される石灰(焼成ドロマイトを含む)の機械消化施設の技術基準は、第三条及び第四条に定めるものほか、次の各号のいずれかの措置が講じられていること。
 一 集じん機が設置されていること。
 二 散水設備によって散水が行われていること。
 三 前二号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

第四十六条 毒物及び劇物を貯蔵又は使用する施設の技術基準は、第三条に定めるものほか、次のとおりとする。
 一 毒物及び劇物は、その他の物と区分して貯蔵されていること。
 二 毒物及び劇物を貯蔵するタンク、ドラム缶、その他の容器は、毒物及び劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出ないものであること。
 三 時水池その他容器を用いないで毒物及び劇物を貯蔵する場合は、毒物及び劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出ない設備であること。
 四 毒物及び劇物の貯蔵設備は、盜難を防止するため、適切な措置が講じられていること。
 五 毒物及び劇物を使用する選鉱場、製錬場その他の施設は、次によること。
 ロ 毒物及び劇物を含有する廃水を処理できる設備又は器具が備えられていること。
 (専用上水道施設)

第四十七条 専用上水道施設の技術基準は、第三条、第四条及び第三十条に定めるものほか、次のとおりとする。
 一 専用上水道施設の構造は、地形、地質その他、自然的条件を勘案して、自重、積載荷重、水圧、土圧、揚圧力、浮力、地震力、積雪荷重、氷圧その他の予想される荷重に対し、安全なものであること。

二 専用上水道施設の材質は、使用される場所の状況に応じた必要な強度、耐久性、耐摩耗性及び水密性を有していること。
附 則
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十八条第七項第二号の規定は、二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
第二条 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書が日本国について効力を生じた日(平成十七年五月十九日。以下「発効日」という)前に、海洋施設に設置されたオゾン層破壊物質を含む装置、設備又は材料については、第十八条第七項第三号の規定は、適用しない。
第三条 オゾン層破壊物質のうち、ハイドロクロロフルオロカーボンを含む装置、設備又は材料については、第十八条第七項第五号の規定にかかる限り、海洋施設に使用することができる。
第四条 平成十年五月一日に現に設置し、又は設置中であつた鉱業廃棄物の坑外埋立場については、第三十一条第二項第二号(ロ及びハを除く。)、第三号(イからハまでを除く。)及び第四号の規定は、適用しない。

附 則 (平成一八年三月三一日経済産業省令第二九号) 抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十六号)の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。
附 則 (平成一八年九月二九日経済産業省令第九二号)
 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日経済産業省令第三四号)
 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

第一 条 (施行期日)
 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第二条中鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令別表第二の改正規定及び附則第三条の規定は、平成二十三年一月一日(附則第三条において「適用日」という。)から施行する。
第二 条 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第五条第二十二号の規定は、次の各号に掲げるディーゼル機関(窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。)については、適用しない。
 一 前号に掲げるディーゼル機関(以下この号において「交換前ディーゼル機関」という。)に代えて設置されるディーゼル機関である。次のイ及びロのいずれにも該当するものに該当する(発効日前から設置されているディーゼル機関と同一の構造に係る経過措置)
 二 前号に掲げるディーゼル機関(以下この号において「交換前ディーゼル機関」という。)に代えて設置されるディーゼル機関である。次のイ及びロのいずれにも該当するものに該当する(発効日前から設置されているディーゼル機関と同一の構造に係る経過措置)
 三 発効日から平成二十二年十二月三十一日までに設置された海洋施設であつてディーゼル機関が設置されていないものに新たに設置されるディーゼル機関の窒素酸化物の排出量が同一と認められるもの
 ロ 当該交換前ディーゼル機関から発生する窒素酸化物の排出量と当該代えて設置されたディーゼル機関の窒素酸化物の排出量が同一と認められるもの
 ハ 同じ。から発生する窒素酸化物の排出量の基準については、この省令による改正後の鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令別表第二の規定にかかるらず、なお従前の例によることができる。

四 同じ。から発生する窒素酸化物の排出量の基準については、この省令による改正後の鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令別表第二の規定にかかるらず、なお従前の例によることができる。
第一 条 (施行期日)
 この省令は、平成二十四年五月一日から施行する。
附 則 (平成二十四年三月三一日経済産業省令第七〇号)
 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
第二 条 (施行期日)
 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。
附 則 (平成二十四年五月三一日経済産業省令第四三号) 抄
 (経過措置)
第一条 (施行期日)
 この省令は、平成二十四年五月三一日から施行する。

第一 条 (施行期日)
 この省令の施行の際現に鉱山保安法施行規則第一条第二項第六号に規定する鉱山等に設置している水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十九号)第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設(同法第五条第二項に該当する場合を除き、設置の工事をしている場合を含む。)及び同法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設(設置の工事をしている場合を含む。)については、この省令の施行の日から起算して三年を経過するまでの間は、この省令による改正後の鉱山保安法施行規則第十九条第八号及びこの省令による改正後の鉱業上使用す

る工作物等の技術基準を定める省令第五条第十四号の規定は、適用しない。

附 則 (平成二十五年五月二一日経済産業省令第八号)

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行の日(平成二十五年六月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年八月一日経済産業省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日経済産業省令第九号)

この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十一号)の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第十七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和四年四月一三日経済産業省令第四二号)

(施行期日)
(経過措置)

第一条 この省令は、令和四年八月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造又はこれらの耐震設計構造

物についてこの省令の施行後に耐震上軽微な変更の工事が行われる場合の当該耐震設計構造物のこの省令の規定の適用については、なお從前の例によることができる。

別表第一 (第二条関係)

機械・器具等技術基準の種類	一 石炭坑 (石炭の探鉱の石炭坑及び石油坑において、通常のみを行うもの及び亞炭のみの掘採を行ふものをおいて同じ。) における火薬類に
	可燃性ガス又は炭じんの存在する石炭坑及び石油坑において、通常の使用状態において爆発の着火源における電気機械の使用状態において爆発することとならない構造であること

二 石炭坑及 び石油坑にお ける電気機械 の使用状態にお いて爆発の着火 源における電線	三 石炭坑及 び石油坑にお ける電気機械 の使用状態にお いて爆発の着火 源における電線	四 石炭坑に おける弱電流	五 救命器	六 鉛又はその化 合物	七 鉛又はその化 合物	八 ポリ塩化ビフ エニル	九 ダイオキシン	十 ヒ素酸化物の排出量	十一 ディーゼル機 関の回転速度 (n)	十二 百三十回転数 以上二千回転数未 満	十三 百三十回転数 以上二千回転数未 満	十四 一千キロワット時 当たり四十 グラム以下	十五 一千キロワット時 当たり四十 グラム以下	十六 一千キロワット時 当たり四十 グラム以下	十七 一千キロワット時 当たり四十 グラム以下	十八 一千キロワット時 当たり四十 グラム以下	十九 一千キロワット時 当たり四十 グラム以下	二十 一千キロワット時 当たり四十 グラム以下
二十一 水銀又はその 化合物	二十二 カドミウム又 ドミウム	二十三 六価クロム化 合物	二十四 鉛又はその化 合物	二十五 砒素又はその 化合物	二十六 シアン化合物	二十七 セレン又はそ の化合物	二十八 素○・三ミリグラム 以下	二十九 検液一リットルにつきセ レン○・三ミリグラム	三十 ム以下	三十一 六価クロム一 五ミリグラム	三十二 水銀一リットルにつき六 価クロム一五ミリグラ ム以下	三十三 ○・三ミリグラム以下	三十四 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	三十五 ム以下	三十六 ○・三ミリグラム以下	三十七 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	三十八 ム以下	三十九 ○・三ミリグラム以下
四十 水銀一リットル につき水銀○・○○五 ミリグラム以下	四十一 ム以下	四十二 六価クロム一五 ミリグラム以下	四十三 ○・三ミリグラム 以下	四十四 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	四十五 ム以下	四十六 ○・三ミリグラム以下	四十七 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	四十八 ム以下	四十九 ○・三ミリグラム以下	五十 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	五十一 ム以下	五十二 ○・三ミリグラム以下	五十三 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	五十四 ム以下	五十五 ○・三ミリグラム以下	五十六 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	五十七 ム以下	五十八 ○・三ミリグラム以下
五十九 水銀一リットル につき水銀○・○○五 ミリグラム以下	六十 ム以下	六十一 六価クロム一五 ミリグラム以下	六十二 ○・三ミリグラム 以下	六十三 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	六十四 ム以下	六十五 ○・三ミリグラム以下	六十六 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	六十七 ム以下	六十八 ○・三ミリグラム以下	六十九 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	七十 ム以下	七十一 ○・三ミリグラム以下	七十二 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	七十三 ム以下	七十四 ○・三ミリグラム以下	七十五 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	七十六 ム以下	七十七 ○・三ミリグラム以下
七十八 水銀一リットル につき水銀○・○○五 ミリグラム以下	七十九 ム以下	八十 六価クロム一五 ミリグラム以下	八十一 ○・三ミリグラム 以下	八十二 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	八十三 ム以下	八十四 ○・三ミリグラム以下	八十五 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	八十六 ム以下	八十七 ○・三ミリグラム以下	八十八 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	八十九 ム以下	九十 ○・三ミリグラム以下	九十一 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	九十二 ム以下	九十三 ○・三ミリグラム以下	九十四 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	九十五 ム以下	九十六 ○・三ミリグラム以下

一 化合物 別表第三 (第三十一条関係)	アルキル水銀 アルキル水銀化合物につ き検出されないこと	備考	一 nは、一分当たりのクランク軸の回転数と 一千キロワット時当たり四十 グラム以下	二 一千キロワット時当たり四十 グラム以下	三 一千キロワット時当たり四十 グラム以下	四 一千キロワット時当たり四十 グラム以下	五 一千キロワット時当たり四十 グラム以下	六 一千キロワット時当たり四十 グラム以下	七 一千キロワット時当たり四十 グラム以下	八 一千キロワット時当たり四十 グラム以下	九 一千キロワット時当たり四十 グラム以下	十 一千キロワット時当たり四十 グラム以下	十一 一千キロワット時当たり四十 グラム以下	十二 一千キロワット時当たり四十 グラム以下	十三 一千キロワット時当たり四十 グラム以下	十四 一千キロワット時当たり四十 グラム以下	十五 一千キロワット時当たり四十 グラム以下	十六 一千キロワット時当たり四十 グラム以下	十七 一千キロワット時当たり四十 グラム以下
一十八 水銀一リットル につき水銀○・○○五 ミリグラム以下	一十九 ム以下	二十 六価クロム一五 ミリグラム以下	二十一 ○・三ミリグラム 以下	二十二 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	二十三 ム以下	二十四 ○・三ミリグラム以下	二十五 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	二十六 ム以下	二十七 ○・三ミリグラム以下	二十八 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	二十九 ム以下	三十 ○・三ミリグラム以下	三十一 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	三十二 ム以下	三十三 ○・三ミリグラム以下	三十四 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	三十五 ム以下	三十六 ○・三ミリグラム以下	
三十七 水銀一リットル につき水銀○・○○五 ミリグラム以下	三十八 ム以下	三十九 六価クロム一五 ミリグラム以下	四十 ○・三ミリグラム 以下	四十一 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	四十二 ム以下	四十三 ○・三ミリグラム以下	四十四 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	四十五 ム以下	四十六 ○・三ミリグラム以下	四十七 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	四十八 ム以下	四十九 ○・三ミリグラム以下	五十 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	五十一 ム以下	五十二 ○・三ミリグラム以下	五十三 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	五十四 ム以下	五十五 ○・三ミリグラム以下	
五十六 水銀一リットル につき水銀○・○○五 ミリグラム以下	五十七 ム以下	五十八 六価クロム一五 ミリグラム以下	五十九 ○・三ミリグラム 以下	六十 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	六十一 ム以下	六十二 ○・三ミリグラム以下	六十三 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	六十四 ム以下	六十五 ○・三ミリグラム以下	六十六 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	六十七 ム以下	六十八 ○・三ミリグラム以下	六十九 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	七十 ム以下	七十一 ○・三ミリグラム以下	七十二 水銀一リットルにつき水 銀○・○○五ミリグラム 以下	七十三 ム以下	七十四 ○・三ミリグラム以下	